

マイナンバーカードの健康保険証登録がお済みの方は

限度額適用認定証の準備が 不要 です！

● マイナ保険証でOK

これまで

医療機関・薬局の窓口での支払いが高額になりそうなときには、事前申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。



これから

「限度額適用認定証」がなくても、高額医療の限度額を超える支払いが免除されます。

* オンライン資格確認に未対応の医療機関等では「限度額適用認定証」が必要な場合もあります。

健保組合に限度額適用認定証の申請した場合、申請から認定証の受け取りまでに **1週間程**かかっていましたが、マイナ保険証を利用すれば認定証がなくても窓口負担が減額されます。

● 限度額情報を利用するには…

医療機関や薬局の窓口に設置されているマイナンバーカードのカードリーダーで操作します。
「限度額情報を提供する」を選択すれば、設定は完了です。

● 限度額適用認定証の申請が必要な方

被保険者が非課税者の場合には手続きが必要です。
事前に健保組合までご相談ください。

● マイナンバーを健保にご提出ください

マイナンバーを健保組合に未届けの場合、マイナ保険証は利用できません。
事業所の担当者を通じて、健保組合にマイナンバーを届け出てください。

